

議員提出第3号議案

加東市防災・減災及び災害からの復興に関する条例制定の件

加東市防災・減災及び災害からの復興に関する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

加東市議会議員 大城戸 聡子

加東市条例第 号

加東市防災・減災及び災害からの復興に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、加東市における防災・減災及び災害からの復興に関する基本理念を定め、それに基づく施策を推進することで、市民の生命、身体及び財産を守り、災害後も安心・安全な地域社会の継続を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、地震、風水害、土砂災害、火災その他非常事態により生じる被害をいう。

(基本理念)

第3条 激甚化及び想定外の災害に対応すべく、恒常的な広報啓発活動及び訓練により、災害の被害を最小限にとどめ、可能な限り迅速かつスムーズな復興を図る。

(市の責務)

第4条 市は、市民の安全確保のため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他関係法令に基づく防災・減災及び災害からの復興に関する施策を、この条例で総合的かつ計画的に推進する。

(市民の責務)

第5条 市民は、災害に備え、自らの安全を守るとともに、地域における相互協力の精神に基づき、地域防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(地域防災計画の見直し)

第6条 市は、加東市地域防災計画を定期的に見直すものとする。かつ、国内の災害発生状況を参考に見直しを適宜行い、常に時代に即したものとなるよう努めるものとする。

(災害リスク情報の提供)

第7条 市は、ハザードマップや避難所情報、気象等の特別警報、警報、注意報などの災害

リスクに関する情報を市民に分かりやすく提供する。

(防災教育の推進)

第8条 市は、学校、自治会及び事業者と連携し、年齢や立場に応じた防災教育の実施を推進する。

(自主防災組織の支援)

第9条 市は、地域における自主防災組織の育成及び活動支援を行うとともに、実効性のある避難訓練の実施を推進する。

(災害時の初動対応)

第10条 市は、災害が発生した場合、迅速な被害状況の把握及び避難指示等の発令を行い、情報の一元管理及び共有を図る。

(要配慮者への対応)

第11条 市は、高齢者、障害者、乳幼児など要配慮者への支援体制を整備し、災害時における特別な対応を行う。

2 市は、災害時における市内の旅行者及び日本語での意思疎通に困難がある者に対して、前項の要配慮者と同様の対応を行う。

(避難所の運営)

第12条 市は、避難所の整備及び運営に当たり、プライバシーの確保、保健衛生対策、女性や外国人等への配慮を徹底し、かつ、犯罪等の発生の回避に尽力する。

(早期復旧)

第13条 市は、公共インフラや住民生活の早期復旧を図るため、国及び兵庫県と連携した支援体制を確保する。

2 市教育委員会は、災害による教員の欠員が県教育委員会の手配が整うまでの間、迅速に市内の教育関係者（退職者及び保育士資格又は教育職員免許状保有者等）の協力を得て、園や学校における保育・教育の早期復旧に尽力する。

(被災者支援)

第14条 市は、被災者の住宅再建、心理的ケア、就労支援等の包括的な生活支援を講じる。

(持続可能な復興)

第15条 復興に当たっては、市は「ビルド・バック・ベター（より良い復興）」に基づき、環境に配慮したまちづくりと災害に強い地域構築を目指す。

2 市は、自らも被災者でもありながら、生活者として地域における相互協力に参加しながら、業務に当たる職員への身体的ケア、心理的ケア等の支援を講じる。

(条例の見直し)

第16条 この条例は、必要に応じて見直しを行い、常に実効性のある内容とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年8月19日

加東市議会議長 岸本 眞知子 様

提出者

加東市議会議員 大城戸 聡子

賛成者

加東市議会議員 小松 志津雄

加東市防災・減災及び災害からの復興に関する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び加東市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

(内 容)

加東市が災害に見舞われる危険性が出てきた際に、災害規模をできるだけ最小に食い止めるべく、市と市民の責務を明確にする。また、発災時には避難行動を初めとした一連の行動がよりスムーズに行われるよう、要配慮者への対応や避難所の運営を示すことで、災害時においても加東市では誰ひとり取り残すことのない社会が実現可能となるようにしたもの。

(提出の理由)

災害大国日本。今、正に気候変動で想定外の事態に遭遇することも多々ある中、行政としてその業務を果たす市、及び市の職員の責務は重い。もちろん、加東市地域防災計画や加東市業務継続計画等を策定しているものの、市民にはその内容が届きにくい。ゆえに大規模な災害の発災以前に、条例という市民に身近な形で、意識を同じにしておく必要があると考える。また、被災者でありながら職員として業務に携わる、これを真の「協働」とし、その負担も鑑みて、職員への身体的ケア、心理的ケアを謳うことができるのは議員提案ならではの強みである内容であり、これを提案する。

